

# 兵庫県公報

令和6年12月24日 火曜日 第578号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

|  | ページ |
|--|-----|
| <b>告 示</b>   |     |
| ○ 救急病院の認定（医務課）   | 1   |
| ○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）   | 2   |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）   | 2   |
| ○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産漁港課）                   | 3   |
| ○ 保安林の指定予定（治山課）  | 3   |
| ○ 同 上（同）   | 4   |
| ○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者<br>居住支援法人の指定（住宅政策課） | 4   |
| ○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（北播磨県民局）                                  | 4   |
| <b>公 告</b>   |     |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）                                      | 5   |
| ○ 同 上（同）   | 6   |
| ○ 落札者等の公示（物品管理課）   | 7   |
| <b>企業庁公告</b>   |     |
| ○ 兵庫県企業庁施設における電気調達等に係るプロポーザルの実施                                | 7   |
| <b>病院局管理規程</b>   |     |
| ○ 病院局公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程                                      | 11  |
| <b>教育委員会公告</b>   |     |
| ○ 入札公告   | 11  |
| <b>公安委員会告示</b>   |     |
| ○ 技能検定員審査の実施   | 13  |
| ○ 教習指導員審査の実施   | 14  |

## 告 示

### 兵庫県告示第1123号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和6年12月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- |   |         |                        |
|---|---------|------------------------|
| 1 | 名 称     | 独立行政法人労働者健康安全機構 神戸労災病院 |
|   | 所在地     | 神戸市中央区籠池通4丁目1番23号      |
|   | 認定年月日   | 令和6年12月15日             |
|   | 認定の有効期限 | 令和9年12月14日             |
| 2 | 名 称     | 神戸アドベンチスト病院            |
|   | 所在地     | 神戸市北区有野台8丁目4番1号        |
|   | 認定年月日   | 令和6年12月15日             |
|   | 認定の有効期限 | 令和9年12月14日             |
| 3 | 名 称     | 大西脳神経外科病院              |
|   | 所在地     | 明石市大久保町江井島1661番地1      |
|   | 認定年月日   | 令和6年12月20日             |
|   | 認定の有効期限 | 令和9年12月19日             |

4 名 称 栗原病院  
 所 在 地 たつの市龍野町富永495-1  
 認 定 年 月 日 令和6年12月14日  
 認定の有効期限 令和9年12月13日



**兵庫県告示第1124号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和6年12月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**桑原土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事   | 細 見 和 義 | 丹波篠山市桑原566番地1 |



**兵庫県告示第1125号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年12月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**明石堀割土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所               |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事   | 神 足 辰 彦 | 明石市藤江1532番地       |
| 同     | 澤 田 則 雄 | 同 市沢野南町2丁目1番地の9   |
| 同     | 井 上 昌 裕 | 同 市松江70番地         |
| 同     | 田 中 謙 三 | 同 市大久保町森田129番地の18 |
| 同     | 吉 本 彰   | 同 市小久保5丁目7番地の3    |
| 同     | 中 西 章 二 | 同 市野々上1丁目2番地の1    |
| 同     | 赤 松 保   | 同 市林2丁目14番12号     |
| 同     | 由 井 孝   | 同 市和坂2丁目15番2号     |
| 同     | 竹 中 康 訓 | 同 市小久保3丁目4番地の12   |
| 同     | 木 下 和 憲 | 同 市大久保町松陰149番地    |
| 同     | 田 口 隆 清 | 同 市野々上2丁目7番地の1    |
| 同     | 藤 谷 和 彦 | 同 市松江537番地        |
| 監 事   | 岸 本 達 夫 | 同 市沢野南町2丁目3番地の11  |
| 同     | 今 村 博 彦 | 同 市藤江323番地        |
| 同     | 石 田 宏   | 同 市和坂1丁目10番10号    |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 神 足 辰 彦 | 明石市藤江1532番地     |
| 同     | 澤 田 則 雄 | 同 市沢野南町2丁目1番地の9 |
| 同     | 井 上 廣 文 | 同 市貴崎5丁目4番15号   |
| 同     | 柳 川 武 司 | 同 市大久保町森田182番地  |
| 同     | 吉 本 彰   | 同 市小久保5丁目7番地の3  |
| 同     | 中 西 章 二 | 同 市野々上1丁目2番地の1  |
| 同     | 赤 松 保   | 同 市林2丁目14番12号   |
| 同     | 由 井 孝   | 同 市和坂2丁目15番2号   |
| 同     | 木 下 和 憲 | 同 市大久保町松陰149番地  |

|    |      |   |               |
|----|------|---|---------------|
| 同  | 田口隆清 | 同 | 市野々上2丁目7番地の1  |
| 同  | 藤谷和彦 | 同 | 市松江537番地      |
| 監事 | 岸本隆好 | 同 | 市沢野南町2丁目3番地の6 |
| 同  | 今村博彦 | 同 | 市藤江323番地      |
| 同  | 石田宏  | 同 | 市和坂1丁目10番10号  |



兵庫県告示第1126号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和6年12月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 届出事項

| 発起人の住所及び氏名                                    | 加入区 | 漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称 |
|---|-----|-------------------------------------|
| 南あわじ市湊397番地<br>北濱 紀義<br>南あわじ市湊1061番地<br>前田 卓志 | 湊   | 湊漁業協同組合                             |

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 令和6年12月24日から令和7年1月7日まで
- (2) 縦覧場所 湊加入区 南あわじ市湊1100 湊漁業協同組合



兵庫県告示第1127号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年12月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

宍粟市山崎町木ノ谷字谷口304、字畑ノ谷308の8から308の13まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷口304、字畑ノ谷308の8・308の10・308の11（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、308の12

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1128号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年12月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市一宮町黒原字中山684、685、686の4から686の7まで、686の14
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字中山684・686の4から686の6まで・686の14（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1129号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和6年12月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

| 名称                | 住所                   | 事務所の所在地              | 指定年月日     |
|-------------------|----------------------|----------------------|-----------|
| たけのこハウス株式会社       | 尼崎市南武庫之荘3丁目4番12-107号 | 尼崎市南武庫之荘3丁目4番12-107号 | 令和6年12月2日 |
| 株式会社つむぎシニアライフサポート | 大阪市北区神山町8番1号梅田辰巳ビル   | 大阪市北区神山町8番1号梅田辰巳ビル   | 令和6年12月3日 |



**兵庫県告示第1130号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年12月24日

兵庫県北播磨県民局長 成田徹一

- 1 指定する貯水施設の所在地  
小野市市場町字南山928-1、同市市場町字山田口1058、同市小田町字榎谷1254、同市小田町字榎谷1255、同市河合中町字裏ヶ谷1192、同市黍田町字井ノ谷192、同市黒川町字這出1173、同市黒川町字小深田1136、同市住吉町字横山1082-1、同市曾根町字操谷619、同市中谷町字南山947、同市復井町字桶ヶ谷1696

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 施設名   | 管理者の氏名         | 管理者の住所       |
|-------|----------------|--------------|
| 稗田池   | 市場町区長 富岡敬二     | 小野市市場町275-2  |
| 砂子池   | 市場町区長 富岡敬二     | 同 市市場町275-2  |
| 櫛谷池4号 | 小田下町区長 森本孝     | 同 市小田町1091-5 |
| 櫛谷池5号 | 小田下町区長 森本孝     | 同 市小田町1091-5 |
| 裏ヶ谷池  | 河合中町区長 池澤隆彦    | 同 市河合中町744-7 |
| 井ノ谷下池 | 黍田町自治会長 鳴美亨    | 同 市黍田町655-2  |
| 奥池    | 黒川町ため池管理者 井場正篤 | 同 市黒川町527-1  |
| 布池    | 黒川町ため池管理者 井場正篤 | 同 市黒川町527-1  |
| 下ノ池   | 住吉町区長 仁村克弘     | 同 市住吉町284    |
| 操谷2号  | 曾根町区長 嘉嶋弘彦     | 同 市曾根町313    |
| 中ノ池   | 中谷町(屋口)総代 吉田寿人 | 同 市中谷町430    |
| 北谷大池  | 復井町区長 源田和彦     | 同 市復井町1123-2 |

3 指定する理由

地域の治水対策について、特に必要があると認められるため。

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年12月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 Corowa 甲子園

所在地 西宮市甲子園高潮町22番3号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|               |                   |        |
|---------------|-------------------|--------|
| 名称            | 住所                | 代表者の氏名 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 長島 巖   |

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(i) 変更前

|                |                            |        |
|----------------|----------------------------|--------|
| 名称             | 住所                         | 代表者の氏名 |
| 株式会社ロベリア       | 東京都江東区塩浜二丁目4番20号           | 吉田 孝江  |
| 株式会社ジーフット      | 東京都中央区新川一丁目23-5<br>新川イースト  | 木下 尚久  |
| ニッケアウデオSAD株式会社 | 大阪市中央区安土町3-5-6<br>ナカヒロビル6F | 中谷 恒史  |

外18者

(2) 変更後

| 名称         | 住所                         | 代表者の氏名 |
|------------|----------------------------|--------|
| 株式会社ロベリア   | 東京都中央区築地一丁目2番1号            | 吉田孝江   |
| 株式会社ジーフット  | 東京都中央区新川一丁目14番1号           | 木下尚久   |
| 株式会社エムシーアイ | 大阪市中央区安土町3-5-6<br>ナカヒロビル6F | 中谷恒史   |

外27者

4 変更年月日

令和6年5月14日ほか

5 届出年月日

令和6年12月2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年12月24日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年4月24日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年12月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン山崎ショッピングセンター

所在地 宍粟市山崎町中井7番地の4

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称          | 住所              | 代表者の氏名 |
|-------------|-----------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 | 井出武美   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

山崎ショッピングセンター

イ 変更後

イオン山崎ショッピングセンター

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称          | 住所              | 代表者の氏名 |
|-------------|-----------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 | 井出武美   |

|                                   |                                    |              |
|-----------------------------------|------------------------------------|--------------|
| 田中商事株式会社<br>ひょうご障害者福祉共同組合<br>外15者 | 愛媛県松山市大街道二丁目3番地8<br>姫路市野里上野町一丁目1-6 | 田中康雅<br>本條義和 |
| イ 変更後                             |                                    |              |
| 名称                                | 住所                                 | 代表者の氏名       |
| イオンリテール株式会社                       | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1                    | 井出武美         |
| 田中商事株式会社<br>外15者                  | 愛媛県松山市大街道二丁目3番地8                   | 田中康雅         |

4 変更年月日

令和6年11月20日ほか

5 届出年月日

令和6年11月29日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和6年12月24日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年4月24日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年12月24日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 落札に係る物品の名称及び数量

除雪トラック 1台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和6年12月3日

4 落札者の名称及び住所

UDトラックス株式会社神戸カスタマーセンター

神戸市東灘区魚崎南町2丁目19番25号

5 落札金額

36,410,000円(税込)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和6年10月22日

**企業庁公告**

**兵庫県企業庁施設における電気調達等に係るプロポーザルの実施**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

令和6年12月24日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 梶本修子

## 1 調達内容

## (1) 調達する物品等の名称及び数量

ア 兵庫県企業庁施設における電気調達

イ 兵庫県企業庁メガソーラープロジェクト施設保守管理委託

## (2) 調達案件の仕様等

「兵庫県企業庁施設における電気調達等に係るプロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）による。

## (3) 履行期間

「兵庫県企業庁施設における電気調達に係る仕様書」及び「兵庫県企業庁メガソーラープロジェクト施設保守に係る仕様書」に定める。

## (4) 履行場所

上記(3)に同じ。

## 2 参加資格

(1) 地方自治法（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県（以下「県」という。）の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(2) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 地方自治法（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の物品契約に係る競争入札参加資格取得（登録）者又は登録されていない者で申込みの期間中に出入局物品管理課へ申請し、参加表明書の提出期日までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 機械警備業務に係る受信機器を設置する施設又は送信機器を設置する警備業務対象施設の所在する都道府県の区域ごとに、当該区域を管轄する公安委員会に、警備業法に基づく機械警備業務の届け出を行っている者であること。

(7) 「兵庫県の電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者の判定結果が参加「可」の者であること。

(8) 複数の事業者による共同提案を行う場合、次の要件を満たすこと。

ア 共同提案を行う事業者（以下「共同事業者」という。）のうち、電気供給事業を行う1者を代表事業者に定め、県への質疑や書類提出は代表事業者が行うこと。

イ 共同事業者を構成する者は、単独又は他の共同事業者として、本プロポーザルに重複して参加しないこと。

ウ 共同事業者を構成する者全てが、上記(1)から(4)の参加資格を満たしていること。

## 3 参加手続き方法

## (1) 募集要領等の配布

募集要領、参加表明書等は事務局（兵庫県企業庁水道課）において配布する。

事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁水道課 担当 畑

電話 (078) 341-7711 内線5444

メールアドレス suidouka@pref.hyogo.lg.jp

## ア 配布期間

令和6年12月24日（火）から令和7年1月23日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 配布場所



上記(1)に同じ。

(2) プロポーザルへの参加

プロポーザルに参加しようとする場合は、募集要領に定める参加表明書、価格提案書及び企画提案書等を提出しなければならない。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 提出書類

募集要領に定める。

ウ 受付期間

令和6年12月24日(火)から令和7年1月24日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

郵送の場合は、令和7年1月24日(金)までに必着とする。

エ 提出場所

上記(1)に同じ。

オ 資格審査確認通知書の送付

令和7年1月30日(木)以降、資格審査確認通知書を電子メールにより通知する。

なお、参加資格の確認は、上記ウに定める参加表明書の受付期間の最終日を基準日とする。

カ 留意事項

参加表明書の提出期日から、当選者の決定までの間に上記2の参加資格を欠くこととなった場合は、原則として失格とする。なお、共同事業者による応募の場合、代表事業者が上記2の参加資格を欠くこととなった場合は失格とするが、その他の共同事業者を構成する者が参加資格を欠くこととなった場合、やむを得ない事情に限り、県の承諾の上で構成する者を変更することができるものとする。

(4) プロポーザルに係る質問及び回答

ア 質問方法

質問については、募集要領に定める様式により行うこととし、事務局へ電子メール、持参又は郵送により提出する。

イ 受付期間

令和6年12月25日(水)から令和7年1月30日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

郵送の場合は、令和7年1月30日(木)までに必着とする。

ウ 回答方法

回答は、質問を受理した日から5日(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)以内に質問者及び参加表明書を提出した全員に対して電子メールで回答するとともに事務局において閲覧方式により行う。

なお、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者以外への提供は行わない。

エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ。

4 価格提案書、企画提案書等の提出

(1) 提出日時

令和7年2月14日(木)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

上記3(1)に同じ。

(3) 提出書類及び部数

募集要領に定める。

(4) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

- イ 提出書類は、非公開とする。
- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 提出書類が、募集要領に適合しない場合は、企画提案書を無効とすることがある。
- オ 書類提出後の記載内容の変更は、原則認めない。
- カ 本プロポーザルに必要な費用は、参加者の負担とする。

#### 5 プレゼンテーション

##### (1) ヒアリングの実施

企画提案書について、参加者ごとにヒアリングを実施する。

##### (2) 日時

令和7年2月中旬以降とし、開催日時及び方法は別途参加者に通知する。

##### (3) 場所

兵庫県庁又は周辺会議室

##### (4) 時間

時間の目安は30分（説明15分、質疑応答15分）

##### (5) 出席者

3名以内とし、企画提案書の内容を十分に理解し、説明できる者が出席すること。共同事業者の場合は代表事業者が出席し、説明すること。

#### 6 当選者の選考、決定及び通知の方法

##### (1) 選考及び決定方法

選考は、「兵庫県企業庁施設における電気調達等に係るプロポーザル審査会」において行い、当選者を決定する。

##### (2) 選考結果の通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

##### (3) 当選後の取り扱い

当選者は、「兵庫県企業庁施設における電気調達」等の契約予定者となる。

##### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 期限までに提案書を提出しなかった者

イ 正当な理由なくプレゼンテーションの開始時間に遅れた者

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 当選者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、当選決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

##### (3) 契約代金の支払に当たっては、契約希望金額に指示した数量を乗じた金額をその都度支払うものとする。

##### (4) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

#### 8 Summary for the Notice of Proposal Competition

##### (1) Name and title of head of the procuring entity:

Kajimoto Naoko, Superintendent of Public Enterprises, Hyogo Prefectural Government

##### (2) Subject matter of the contract:

a. Electricity procurement for facilities of the Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

b. Maintenance and management of the facilities under the Mega Solar Project of the Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

##### (3) Period designated for the submission of application forms:

9:00 to 17:00 (excluding one hour from noon in the case of direct delivery) every weekday from December 24, 2024 through January 24, 2025 by mail or direct delivery

##### (4) Deadline for submission of proposals:

9:00 to 17:00 (excluding one hour from noon in the case of direct delivery) February 14, 2025  
by direct delivery

(5) Person to contact concerning the notice:

Mr. Hata, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078)341-7711 extension 5444

### 病院局管理規程

病院局公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和6年12月24日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

#### 兵庫県病院局管理規程第7号

##### 病院局公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程

病院局公有財産取扱規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第23条中「法第238条の4第4項」を「法第238条の4第7項」に改める。

第42条中「規定に基づき、行政財産である土地を貸し付け、又はこれに地上権」を「規定により行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権」に改める。

附 則

この管理規程は、令和7年1月1日から施行する。

### 教育委員会公告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年12月24日

契約担当者

兵庫県立美術館長 林 洋子

#### 1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和7年度から令和9年度 兵庫県立美術館総合管理業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 履行場所

兵庫県立美術館

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けてい

ない者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-1-1

兵庫県立美術館 担当 宮川、山崎

電話 (078) 262-0901 F A X (078) 262-0903

- (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年12月24日(火)から令和7年1月8日(水)まで(休館日(12月29日(日)から1月3日(金)まで及び1月6日(月)を除く。)の午前10時から午後6時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年2月6日(木) 午前11時

場所 兵庫県立美術館1階会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年2月5日(水)午後6時までに上記(1)場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年2月4日(火)午後6時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書が到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年4月1日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に委任状を提出すること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Yoko Hayashi, Director of Hyogo Prefectural Museum of Art

(2) Nature of the required service:

Facility management tasks

(3) Fulfilment period:

From April 1, 2025 to March 31, 2028

(4) Deadline for the submission of tender application form:

18:00 January 8, 2025

(5) Deadline for tender:

11:00 February 6, 2025 by direct delivery

18:00 February 5, 2025 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Ms.Miyagawa and Mr.Yamazaki, Hyogo prefectural museum of art

1-1-1 Wakinohama Kaigan-dori, Chuo-Ku, Kobe, Hyogo 651-0073

TEL (078)262-0901

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第304号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年12月24日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

令和7年2月1日（土）から同月14日（金）まで

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和6年12月24日（火）から同月26日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、午後4時30分まで）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に110円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）

引)を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査(大型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証(大型)の写し

エ 技能検定員審査(中型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証(中型)の写し

オ 技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証(普通)の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和6年12月24日(火)から同月26日(木)までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和6年12月26日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)又は技能検定員審査(準中型)を受けようとする者にあつては23,400円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては19,500円、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)又は技能検定員審査(牽引)を受けようとする者にあつては14,700円、技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)又は技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者にあつては21,500円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 受付後の審査手数料は、返還しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和7年3月11日(火)午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話(078)912-1628 内線433、434



兵庫県公安委員会告示第305号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)について、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年12月24日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)、教習指導員審査(牽引)、

## 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

## 2 教習指導員審査の期日

令和7年2月1日（土）から同月14日（金）まで

## 3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

## 4 教習指導員審査の申請手続

## (1) 提出書類

## ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和6年12月24日（火）から同月26日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、午後4時30分まで）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に110円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

## (2) 提出期間

令和6年12月24日（火）から同月26日（木）までの午前9時から午後5時まで

## (3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

## (4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和6年12月26日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては14,550円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,850円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,650円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,450円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 受付後の審査手数料は、返還しない。

## 5 携行品

運転免許証及び筆記用具

## 6 合格者の発表

令和7年3月11日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

## 7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628 内線433、434